

# 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯)のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。(1世帯あたり10万円)
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 本給付金の支給対象となった子育て世帯には児童1人あたり5万円のこども加算を追加支給します。  
(対象となる児童は、平成17年4月2日以降出生の者)

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

## 給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から1か月程度が目安です。

## 支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で行方市に住民登録されている世帯で、  
令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

①世帯の全員が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

**※確認書を送付します**

内容を確認し、返信用封筒にて返送してください

②世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

申請が必要ですので、裏面お問い合わせ先にご相談ください。

※住民税均等割のみ課税世帯とは…住民税非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が非課税である世帯

※①・②のほか支給要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

返送・申請期限：令和6年5月31日(金)消印有効

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

① 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市に返送してください。



② 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に市の窓口へ直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。



## II 令和5年度住民税未申告者を含む世帯

住民税申告後、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯となった場合は支給が可能となります。詳しくは下記お問い合わせ先にご相談ください。

▲ 支給対象外世帯 ▲ 以下に該当する世帯は支給対象外です

- ・ 令和5年度住民税均等割非課税世帯として7万円の給付を受けている世帯
- ・ 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・ 令和5年1月2日以降に入国または出生したことにより新設された世帯
- ・ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方を含む世帯

行方市が実施する本給付金については、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和5年法律第81号）に基づき、差押禁止等及び非課税の対象となります。




住民税均等割のみ課税世帯等に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### 受付・お問い合わせ先

給付金に関する臨時窓口（玉造庁舎1階）

 0299-56-6100(直通)

受付時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）

行方市役所（玉造庁舎）

社会福祉課 給付金担当

0299-55-0111（内線108）